

## 発言時間（代表質問（質疑）・一般質問）についての決定事項

## 代表質問（質疑）

◎会派基礎時間7分に各会派所属議員数（ただし、議長を除く）を乗じた会派持ち時間内（端数を5分単位で切上げ・上限60分）で行う。

《参考：各会派人数による現状の持ち時間》  
自民・未来民主・公明→60分、共産→50分

9人以上の会派：	7分 × 9人以上	= 上限	⇒ <b>60分</b>
8人の会派：	7分 × 8人	= 56分	⇒ <b>60分</b>
7人の会派：	7分 × 7人	= 49分	⇒ <b>50分</b>
6人の会派：	7分 × 6人	= 42分	⇒ <b>45分</b>

## 一般質問

◎一般質問開催日数は5日間とする。ただし、休会日を設けることができる。

◎議員一人20分とし、各会派所属議員数（ただし、正副議長及び監査委員を除く）を乗じた会派持ち時間内で行う。

《参考：過去に決定されている事項》

- ・1議員の通告時間は答弁含まず60分を限度とする。  
ただし、一問一答の場合は答弁含まず40分を限度、質問・答弁時間は通告時間に1.5を乗じた時間とし、上限は60分。

◎今後の検討課題として次のような意見があったことを記録する。

- ・一般質問については、議員個人に平等に与えられたものと考えられることから、個人持ち時間制の導入を検討してほしい。
- ・一般質問については、会派の人数がいたほうが有利となる会派制のメリットを生かすため、会派持ち時間制を維持すべきである。
- ・質問時間については、かねてより増やすことを求めている。
- ・会期早期決定に当たっては、会期末の決定のみならず、会期全体の日程についても早期に決定すべきである。